

事務連絡  
令和3年12月27日

各建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局  
建設業課  
建設市場整備課

### 経営規模等評価の再審査の特例の取扱いについて

経営規模等評価においては、その申請をした建設業者の職員である建設技能者が、能力評価基準（建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）第3条第2項の規定により認定を受けた能力評価基準をいう。以下同じ。）による評価を受けた場合、その結果について、「技術的能力」及び「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の3第1項第10号）」として評価の対象としているところです。

各許可行政庁における経営規模等評価に係る審査に当たっては、能力評価の結果を証する書面等が必要であるところ、当該評価の結果は、従来、国土交通省が保有・運用する「レベル判定システム」により通知され、同システムから「能力評価（レベル判定）結果通知書」として出力することが可能となっていたところです。

しかしながら、当該システムは令和3年6月16日より運用を停止し、各建設技能者は、自身が受けた評価の結果を証明する書面等を入手することができない状況となっていたところです。

このため、令和3年6月16日以降に経営規模等評価を申請した建設業者の中には、その職員である建設技能者について能力評価の結果の通知を受けていたにもかかわらず、経営規模等評価の申請の際に、当該評価の結果を証する書面等を提出することができなかった者が一定数存在していたところです。

こうした状況を踏まえ、建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第81号）及び建設業法施行規則付則第三項の再審査の申立ての特例の対象となる建設業者の要件を定める件（令和3年国土交通省告示第1554号）を本日公布・施行し、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の28に基づく経営規模等評価の再審査の申立ての特例について、別添の通り定め、下記の通り取り扱うこととしましたので、貴職におかれましては、会員、参加団体等に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

令和3年6月16日以降に経営規模等評価の申請を行った建設業者であって、経営規模等評価の申請をする日の直前の事業年度終了の日以前に当該建設業者の雇用する建設技能者が能力評価基準による評価を受けていたものの、当該申請の際に、「技術的能力」及び「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（建設業法施行規則第18条の3第1項第10号）」に係る審査に必要な、能力評価の結果を証する書面等の写しを提出することができなかった者は、令和4年4月26日までの間に限り、再審査の申立てを行うことができる。

なお、再審査に必要な能力評価基準による評価の結果を証する書面等は、各能力評価実施機関において再発行の事務が行われていることから、再審査の申立てを行うにあたっては、各能力評価実施機関あてに当該書面等の再発行を依頼されたい。

また、能力評価基準のうち、グラウト技能者能力評価基準及び硝子工事技能者能力評価基準による評価については、令和3年12月27日現在において、各能力評価実施機関における能力評価関係事務が再開されていない状況にあり、これらの能力評価基準による評価の結果を証する書面等の再発行を希望する者は、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課建設キャリアアップシステム推進室まで相談されたい。

以上

### ＜お問い合わせ先＞

#### ○能力評価基準に関するお問い合わせ

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課  
建設キャリアアップシステム推進室

電話：03-5253-8111（内線 24854）

担当：山下

#### ○その他経営事項審査全般に関するお問い合わせ

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

電話：03-5253-8111（内線 24734）

担当：本多

○国土交通省令第八十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第五条（同法第十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条の三十六の規定に基づき、並びに同法を実施するため、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |         |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 改正後 | <p>(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)</p> <p>第七条の三 法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>                                                                                                                                                                |     |         |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|     | <table><tr><td>(略)</td><td>電気通信工事業</td></tr><tr><td>(略)</td><td><p>一・二 (略)</p><p>三 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつてその資格者証の交付を受けた後電気通信工事業に関し五年以上実務の経験を有する者又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項の規定による工事担任者資格者証の交付を受けた者(第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。)であつてその資格者証の交付を受けた後電気通信工事業に関し三年以上実務の経験を有する者</p></td></tr></table> | (略) | 電気通信工事業 | (略) | <p>一・二 (略)</p> <p>三 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつてその資格者証の交付を受けた後電気通信工事業に関し五年以上実務の経験を有する者又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項の規定による工事担任者資格者証の交付を受けた者(第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。)であつてその資格者証の交付を受けた後電気通信工事業に関し三年以上実務の経験を有する者</p> |
| (略) | 電気通信工事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |     |         |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (略) | <p>一・二 (略)</p> <p>三 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつてその資格者証の交付を受けた後電気通信工事業に関し五年以上実務の経験を有する者又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項の規定による工事担任者資格者証の交付を受けた者(第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。)であつてその資格者証の交付を受けた後電気通信工事業に関し三年以上実務の経験を有する者</p>                                                                                  |     |         |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|     |                                                                                                                                                                                                                  |     |         |     |                                                                                                                              |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 改正前 | <p>(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)</p> <p>第七条の三 法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p> |     |         |     |                                                                                                                              |
|     | <table><tr><td>(略)</td><td>電気通信工事業</td></tr><tr><td>(略)</td><td><p>一・二 (略)</p><p>三 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事業に関し五年以上実務の経験を有する者</p></td></tr></table>    | (略) | 電気通信工事業 | (略) | <p>一・二 (略)</p> <p>三 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事業に関し五年以上実務の経験を有する者</p> |
| (略) | 電気通信工事業                                                                                                                                                                                                          |     |         |     |                                                                                                                              |
| (略) | <p>一・二 (略)</p> <p>三 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事業に関し五年以上実務の経験を有する者</p>                                                                                     |     |         |     |                                                                                                                              |

|     |     |
|-----|-----|
| (略) | (略) |
|-----|-----|

三・四 (略)

附 則

1・2 (略)

(再審査の申立ての特例)

3||

令和三年六月十六日以後に経営規模等評価の申請をした建設業者であつて国土交通大臣が定める要件に該当するものが、第十八条の第三項第十号に掲げる事項のうち建設工事を適正に実施するために必要な技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況及び同条第二項第三号に掲げる事項について法第二十七条の二十八の規定により再審査の申立てをする場合における第二十条第一項の規定の適用については、同項中「法第二十七条の二十七の規定による審査の結果の通知を受けた日から三十日以内」とあるのは、「令和四年四月二十六日まで」とする。

(別表) (二)

|     |         |
|-----|---------|
| コード | 資 格 区 分 |
|-----|---------|

(略)

|         |    |           |     |
|---------|----|-----------|-----|
| 電気通信事業法 | 59 | 電気通信主任技術者 | 5 年 |
|         | 35 | 工事担任者     | 3 年 |

(略)

|     |     |
|-----|-----|
| (略) | (略) |
|-----|-----|

三・四 (略)

附 則

1・2 (略)

(新設)

(別表) (二)

|     |         |
|-----|---------|
| コード | 資 格 区 分 |
|-----|---------|

(略)

|         |    |           |     |
|---------|----|-----------|-----|
| 電気通信事業法 | 59 | 電気通信主任技術者 | 5 年 |
|---------|----|-----------|-----|

(略)

(別表) (四)

| 資 格 区 分     |     |           |
|-------------|-----|-----------|
| (略)         |     |           |
| 電気通信<br>事業法 | 259 | 電気通信主任技術者 |
|             | 235 | 工事担任者     |
|             | 5 年 |           |

(別表) (四)

| 資 格 区 分     |     |           |
|-------------|-----|-----------|
| (略)         |     |           |
| 電気通信<br>事業法 | 259 | 電気通信主任技術者 |
|             | 5 年 |           |
|             | (略) |           |

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この省令による改正後の第七条の三第二号の表電気通信工事業の項第三号の規定は、令和三年四月一日以後に電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七十三条第一項の工事担任者試験に合格し、同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第二号の養成課程を修了し、又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第三号の規定による認定を受けた者について適用し、同日前に同法第七十三条第一項の工事担任者試験に合格し、同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第二号の養成課程を修了し、又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第三号の規定による認定を受けた者については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千五百五十四号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）附則第三項の規定に基づき、再審査の申立ての特例の対象となる建設業者の要件を次のように定める。

令和三年十二月二十七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建設業法施行規則附則第三項の再審査の申立ての特例の対象となる建設業者の要件を定める件  
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）附則第三項の規定による再審査の申立ての特例の対象となる建設業者の要件は、経営規模等評価の申請をする日の直前の事業年度の終了の日以前に、その職員について建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成三十一年国土交通省告示第四百六十号）第三条第二項の規定により認定を受けた能力評価基準により評価を受け、当該評価の結果の通知を受けたにもかかわらず、経営規模等評価の申請の際に、当該評価の結果を証する書面等の写しを国土交通大臣又は都道府県知事に提出することができなかった建設業者であることとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## ○国土交通省告示第五百五十四号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）附則第三項の規定に基づき、再審査の申立ての特例の対象となる建設業者の要件を次のように定める。

令和三年十二月二十七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建設業法施行規則附則第三項の再審査の申立ての特例の対象となる建設業者の要件を定める件  
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）附則第三項の規定による再審査の申立ての特例の対象となる建設業者の要件は、経営規模等評価の申請をする日の直前の事業年度の終了の日以前に、その職員について建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成三十一年国土交通省告示第四百六十号）第三条第二項の規定により認定を受けた能力評価基準により評価を受け、当該評価の結果の通知を受けたにもかかわらず、経営規模等評価の申請の際に、当該評価の結果を証する書面等の写しを国土交通大臣又は都道府県知事に提出することができなかった建設業者であることとする。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。